

旭川市競争入札参加者選定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）の施行について、建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）の入札参加に必要な資格及び競争入札参加者の選定に關し、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(競争入札参加申請書の提出)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、旭川市建設工事等入札参加資格審査申請書を市長に提出するものとする。

(委員会の設置)

第3条 市長は、建設業者（測量並びに建設工事に関する設計及び調査の業者を含む。以下「建設業者等」という。）の資格審査等の事務を処理するため、旭川市建設業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 総務部長
 - (2) 総務部総務監
 - (3) 建築部長
 - (4) 土木部長
 - (5) 総務部工事検査課長
 - (6) 総務部契約課長
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長、副委員長は総務部総務監をもって充てる。
- 3 必要があるときは、委員会に臨時の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第5条 委員長は、会議を招集し、これを総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

(選定部会の設置)

第6条 委員会に選定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の構成)

第7条 部会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 総務部総務監
- (2) 建築部長
- (3) 土木部長
- (4) 総務部工事検査課長
- (5) 総務部契約課長

2 部会に部会長を置き、部会長は総務部総務監をもって充てる。

3 必要があるときは、部会に臨時の委員を置くことができる。

(部会長の職務)

第8条 部会長は、会議を招集し、これを総理する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は、委員会又は部会の委員の過半数をもって成立し、議事は出席委員の三分の二以上の賛成で決定する。

2 委員長又は部会長は、緊急やむを得ない事情等により、会議を開催できない場合には、書類の持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。この場合は表決に参加した者を出席した者とみなす。

(説明員)

第10条 委員長及び部会長は、委員会又は部会の議事に必要な説明又は意見を求めるため関係職員を説明員として会議に出席させることができる。

(非公開の原則)

第11条 会議は、公開しない。

(委員会の審議事項)

第12条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 建設業者等資格審査基準の作成に関すること。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び格付けに関すること。
- (3) 1件の予定価格が1億5千万円以上の建設工事の請負契約の一般競争入札における参加資格及び参加希望者の資格審査に関すること。
- (4) 前号の建設工事の請負契約で、一般競争入札から除外し指名競争入札又は随意契約で行う場合の適否の審査並びに指名業者又は見積書徵収業者の選定に関すること。
- (5) 指名基準、指名停止等の措置要領の作成及びその措置に関すること。
- (6) その他建設工事入札参加者等に関する重要な事項

(部会の審議事項)

第13条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 1件の予定価格が130万円を超える1億5千万円未満の建設工事の請負契約並びに予定価格が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約の一般競争入札における競争参加資格に関すること。
- (2) 前号の建設工事等で、一般競争入札から除外し指名競争入札又は随意契約で行う場合の適否の審査並びに指名業者又は見積書徴収業者の選定に関すること。
- (3) 第1号における競争入札参加希望者の資格審査は、委員長があらかじめ指名した委員（以下「指名委員」という。）によって行うこととする。ただし、事後審査型一般競争入札（郵送方式）の競争入札参加者の資格審査は入札執行者によって行うこととする。
- (4) 議会の議決を経て締結した工事の増額又は減額に係る契約変更（賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更契約を除く。）に関すること
- (5) 委員会から委任を受けた事項

(委員会及び部会の庶務)

第14条 委員会及び部会の庶務は、総務部契約課で行う。

- 2 委員会及び部会に書記を置く。書記は、契約課長が指名する。

(資格決定調書の作成等)

第15条 書記は、委員会又は部会において一般競争入札の参加資格の審議が行われたときは、資格決定調書を作成し、また、参加者の資格審査が行われたときは、入札参加資格者確認調書を作成し記名する。なお、指名委員により一般競争入札参加希望者の資格審査が行われたときは、入札参加資格者確認調書に指名委員と書記が記名する。

- 2 書記は、委員会又は部会において指名競争入札の参加者の指名選考が行われたときは、指名業者選定調書を作成し記名する。

(競争入札参加者の決定)

第16条 市長は、委員会が審査及び格付した等級区分により競争入札に参加できる者の資格の有無を決定する。

(指名等)

第17条 市長は、第12条第3号及び第13条第3号の結果に基づき、資格がないと認めた者に対し文書により通知する。

- 2 市長は、第12条第4号及び第13条第2号の結果に基づき建設工事等の競争入札参加者を指名する。

(秘密を守る義務)

第18条 委員会及び部会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(抄)

この要綱は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。